

## 寄せられたご意見と回答(令和7年7月～9月受付分)

令和7年7月から9月までに広聴広報課で受け付けた主なご意見と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、掲載内容はご意見をいただいた当時のものであり、現在の状況とは異なる場合があります。

### 1 西蒲田太平橋児童公園のトイレ

| <input type="checkbox"/> ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨   | 所管課  |
|--|--|
| <p><input type="checkbox"/> 西蒲田太平橋児童公園のトイレが和式らしく使用できないと子どもが帰ってきました。洋式にしてほしいです。</p> <p>■ 現在、区では各公園の状況を考慮し、トイレ洋式化などの改修工事を実施している。今後の工事を順次実施していく上での貴重なご意見として参考させていただく。</p> | 地域基盤整備第二課<br>地域基盤整備担当<br>(公園管理)<br>電話 03-5713-1118 |

### 2 他区図書館からの本の借り出しに要する日数がかかりすぎる

| <input type="checkbox"/> ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨   | 所管課                               |
|--|-----------------------------------|
| <p><input type="checkbox"/> 他区の図書館にある本を区の図書館を通じて借り出す場合、1か月近くかかっているように思う。なぜ、そんなにかかるのだろうか。せめて、10日間程度で、大田区図書館に届くようにしていただきたい。</p> <p>■ 他区図書館からの本の取り寄せについては、概ね以下の1から6の流れで行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 利用者様からの要望により、区から他区へ本の予約を行う。</li><li>2 他区で本を用意。この際、他区の地域館に該当の本があった場合、他区の巡回便で中央館に運ぶ。</li><li>3 他区中央館から、都立図書館が実施する週1回の定期便で都立図書館（東京都港区）へ本を運ぶ。</li><li>4 都立図書館からの定期便により、大田図書館（区の中心館）へ本が届く。</li><li>5 大田図書館から各地域館へ巡回便で本を運ぶ。</li><li>6 本の貸し出す準備ができた後、利用者様に連絡。</li></ol> <p>区内の図書館間では1日に2～3便の巡回便があるため、在庫のある本は数日で手配が可能。上記の流れのとおり、他区所蔵</p> | 大田図書館<br>図書館担当<br>電話 03-3758-3051 |

|  |  |
|--|--|
| <p>の本は都立図書館を経由することや、区ごとに曜日の異なる週1回の定期便での配送となるため、最低でも2週間程度は時間をいただく。また、予約状況などを理由に1か月以上かかることもあるため、現状では難しい状況であるが、なるべく早く希望の図書が届くよう努める。</p> |  |
|--|--|

### 3 学童の注文弁当無提供期間について

| <input type="checkbox"/> ご意見の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨   | 所管課  |
|--|--|
| <p><input type="checkbox"/> 夏休みの学童の弁当の注文が可能になり大変助かっているが、お盆休み、冬休み、春休みの提供がないのでこの期間も提供していただきたい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> お盆期間については、お盆の時期に休業期間を設けている事業者も多く、事業者の労務環境等の観点からご理解いただきたい。冬休み、春休みは、比較的短期間であるのに対し、長期間の夏休みは特に保護者様の負担が大きくなるため、優先的に実施している。</p> <p>今後の利用状況や評価を踏まえつつ、利用に関する貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p> | <p>子育て支援課<br/>子育て支援担当<br/>電話 03-5744-1653</p> <p>教育総務課<br/>教育地域力推進担当<br/>電話 03-5744-1273</p> |

### 4 花火大会について

| <input type="checkbox"/> ご意見の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 回答・処理経過の要旨   | 所管課   |
|--|---|
| <p><input type="checkbox"/> 花火大会今年に限って28日になったのですか？今までは15日にやっていた。また来年も日が変わるのですか？</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 変更は、区民の皆様の安全確保を最優先に考えた結果です。終戦記念日である8月15日は警備会社、警察・消防の人員確保が困難な状況となり、混雑時の安全管理に懸念が生じていたため、関係機関と協議を重ね、今年は8月28日での開催となった。この日程であれば、万全な警備体制のもと、皆様に安全・安心な環境で花火をお楽しみいただけると判断した。</p> <p>なお、来年度以降の開催日程は、現時点では未定。今年度の実施結果を踏まえて検討を重ね、決定次第、公式HPや広報等でお知らせする予定。</p> | <p>文化芸術推進課<br/>文化芸術推進担当<br/>電話 03-5744-1226</p> |

## 5 モバイルバッテリー等リチウムイオン電池廃棄について

| □ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨   | 所管課   |
|---|---|
| <p>□リチウムイオン電池の廃棄方法が限定されていて不便。家電量販店等は、膨張や故障、ひび割れ、リサイクル表示無しなどがあると引き取ってもらえない。他の地域では膨張したモバイルバッテリー等無料で引き取ってもらえる施設等があるので大田区でもそういった施設リサイクルボックス等を作らないと、燃えるごみ等で廃棄してしまう人が増えると思う。有料で引き取る業者もあるが無料で廃棄したい人が多いと思う。</p> <p>リサイクルマーク、膨張、故障していても無料で引き取ってもらえる施設、リサイクルボックスを作ってほしい。</p> <p>■リチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池は、メーカーや輸入販売業者に自主回収・リサイクルが義務づけられているため、処分については、まずは、販売店や、小型充電式電池のリサイクルを推進している（一社）J B R Cに相談するようお願いしている。ご指摘のとおり、いずれにおいても回収してもらえない電池も存在するので、そのような場合には、区役所のごみ減量推進課、または、管轄の清掃事務所に直接持ち込んでいただく形で回収を行っている。</p> <p>小型充電式電池による火災事故が増加している中、電池の適正処理に向けた取組を一層推進する必要があると強く認識しているので今後、小型充電式電池の回収については、安全性や区民の皆様のご利便性等を考慮しながら、効果的な手法を検討していく。</p> | <p>ごみ減量推進課<br/>事業推進担当<br/>電話 03-5744-1628</p> |

## 6 公園での花火実施の件

| □ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨  | 所管課                                       |
|--|---|
| <p>□今年の8月の一定期間に公園で花火ができることがたまたまわかり、初めて2歳の子どもとやり、とても喜んでくれた。東京で花火ができると思っていなかったので驚いた。</p> <p>今年は試行でしたが、もし可能であれば来年以降も続けていただけると大変ありがたい。ごみの問題、安全の問題などあると思うが、花火ができる公園の数を増やすことを検討いただきたい。</p> | <p>公園課<br/>計画調整担当<br/>電話 03-6715-1825</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>■花火利用の試行実施に参加いただき、また、お子様にも喜んでいただき、大変うれしく思う。試行期間は8月17日で終わったが、8月末まで区HP上でアンケートを受け付けている。区では、今後こういったアンケート結果や地域の方々の意見を聞いて、ごみや騒音・煙といった課題を整理したうえで来年以降の実施について検討していく予定。</p> <p>今回の「花火ができる公園を増やしてほしい」ということも検討していくうえでの貴重な意見として受け取らせていただく。</p> |  |
|--|--|

## 7 住所の区分けについて

| □ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨   | 所管課                                       |
|---|---|
| <p>□（自分の住む一帯は）同じ住所で配送物の誤配や、配送業者が家を見つけられず持ち帰りになることが多い。例えるならマンション名は分かるけれど部屋番号が分からないような状態なので配送が住所だけで届くように改善してほしい。</p> <p>■住所の“号”にあたる「住居番号」は、住所の“番”にあたる「街区」の外周道路におおむね15m間隔で振られた基礎番号と、建物の主要な出入口の位置からつけられる。そのため、同じ基礎番号の間隔内に出入口を持つ建物は、同じ住居番号がつけられることとなる。複数の建物が同じ私道などを通して街区の外周道路にでる場合も、同じ住居番号がつけられることとなる。</p> <p>同じ住居番号に複数の建物があり誤配等が懸念される場合、表札と住居表示プレートを建物出入口付近につけることを検討いただくようお願いしている。</p> <p>住居表示プレートは、建物の新築届をいただいた際に当区から渡しているため、手元がない場合は、建物所有者の方が大田区役所本庁舎1階2番窓口までお越しくください。</p> <p>なお、同番号の建物と住所の表記を区別するために、自宅建物に数字以外の名称（例としまして「A」など）を追加し、住所の方書（建物名称）として住民票に記載することは可能。（例：蒲田五丁目13番14号 A）</p> <p>方書を追加する場合は、区役所または特別出張所にてお申し出ください。方書の名称のプレートは、ご自身で用意いただき、住居表示プレートとともに建物出入口付近におつけください。方書の追加をされる場合の受付場所等は次のとおり。</p> | <p>戸籍住民課<br/>戸籍住民<br/>電話 03-5744-1185</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>受付場所 大田区役所本庁舎 1階 6番窓口または特別出張所</p> <p>受付時間 平日 午前8時30分～午後5時</p> <p>持参するもの 身分証明書（運転免許証、健康保険証など）<br/>マイナンバーカード（お持ちの場合のみ）<br/>国民健康保険証（お持ちの場合のみ）</p> |  |
|---|--|

## 8 建物解体の安全作業について

| □ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨  | 所管課   |
|--|---|
| <p>□本日通りかかった場所で建物の解体作業が行われていました。自転車での信号待ちの際、解体時に発生するチリなどが飛散していたように思う。建物と接する場所には囲いがあったが、道路側には囲いがなかったため安全作業には見えなかった。許可をとった解体業者による作業だったのか？今後近くで同様の解体作業が行われる場合は不安に思うので、確認してほしい。</p> <p>■建物の解体工事で発生している粉塵、道路側の囲いなどの安全対策について、解体工事施工業者に電話連絡をし、区から発生する粉塵に対して散水等で周辺への配慮をすること、道路側の囲いについては必要な安全対策を行うことを指導した。また、解体業者については建設業許可を取得している工事業者であることを確認している。</p> | <p>建築調整課<br/>建築相談担当<br/>電話 03-5744-1383</p> |

## 9 土葬について

| □ ご意見の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨  | 所管課   |
|--|---|
| <p>□区が土葬許可証を発行したと話題になっていますが事実か、本当であれば許可理由を教えてください。誤解であればと願っている。</p> <p>■区で土葬を許可している地域はない。</p> <p>『大田区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則』の第7条に記載されているとおり、大田区全域を土葬禁止区域としている。</p> | <p>生活衛生課<br/>環境衛生担当<br/>電話 03-5764-0693</p> |